

平成三十年十一月三十日招集
第一回臨時市議會

提案理由説明

熊本市

提案理由の説明に先立ち、一言御挨拶を申し上げます。

私は、さきの市長選挙におきまして、市民の皆様の御支持をいただき、第三十三代熊本市長として引き続き市政を担わせていただくことになりました。熊本地震から、およそ二年七カ月が経過しましたが、いまだ復旧復興は道半ばでございます。今後とも熊本地震からの復旧復興を最優先として、市政の様々な課題解決に向け全力で取り組んでまいりますので、議員各位におかれましては、御指導、御鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

引き続き、職員の不祥事につきまして、御報告とお詫びを申し上げます。

去る十月三十一日に、学年費や給食費などを横領した市立中学校の事務職員を懲戒免職処分いたしました。

また、管理監督責任を怠ったとして、同校の校長や前教頭など三名を減給処分等の懲戒処分とし、さらに、教育長ほか四名を学校経営に関する指導の徹底が図られていなかった

として、訓告及び嚴重注意処分いたしました。

不祥事防止に向け全庁を挙げて取り組んでいる中、教育の現場での度重なる不祥事の発生につきまして、大変重く受けとめており、議員各位をはじめ市民の皆様に対しまして、深くお詫びを申し上げます。

今後も、引き続き職員教育や研修を徹底し、法令遵守はもとより、常に全体の奉仕者として強い自覚と緊張感を持って職務に専念するよう、職員の徹底した意識改革を図り、市政の信頼回復に全力で取り組んでまいれる所存であります。

それでは、本日提案いたしました議案について、その提案理由を御説明申し上げます。本日の臨時会においては、職員の給与改定等に関する議案十六件と、専決処分二件の報告を上程しております。

まず、補正予算案についてであります。条例議案として提案しております「熊本市一般職の職員の給与に関する条例の一部改正」等に伴い増加します職員給与について、一般・

特別・企業会計の合計で三億五千七百三十五万円を計上しているところであります。

以上が歳出予算の説明ですが、これを賄う財源として繰越金等を充当しております。

続きまして、条例議案について御説明いたします。

まず、「熊本市一般職の職員の給与に関する条例の一部改正」についてであります。先月十二日に本市の人事委員会から職員の給与等に関する勧告がなされましたことに伴い、一般職の職員の給料表の引上げ改定を行い、併せて、勤勉手当の支給月数を引き上げる等のため、所要の改正を行うものであります。

次に、「熊本市長等の給与に関する条例の一部改正」、「熊本市企業管理者の給与に関する条例の一部改正」及び「熊本市教育長の給与等に関する条例の一部改正」についてであります。これらは、一般職の給与改定の実施に伴い、特別職の期末手当の支給月数を引き上げる等のため、所要の改正を行うものであります。

次に、「熊本市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正」についてでありま

すが、これも同じく、人事委員会の勧告に伴い、特定任期付職員の給料表の引上げ改定を行い、併せて、期末手当の支給月数を引き上げる等のため、所要の改正を行うものであります。

次に、熊本市立学校の教育職員の給与に関する条例の一部改正についてであります。これも同じく、人事委員会の勧告に伴い、教育職員の給料表の引上げ改定を行い、併せて、勤勉手当の支給月数を引き上げる等のため、所要の改正を行うものであります。

最後に、「専決処分の報告」について御説明いたします。

これは、一般県道砂原四方寄線（池上工区）花園高架2号橋（鋼上部工）工事及び熊本城天守閣復旧整備工事（その5）の請負契約について、契約金額を変更する専決処分を行ったので、地方自治法第百八十条第二項の規定に基づき、市議会に報告するものであります。

何とぞ慎重に御審議の上、御賛同いただきますようお願い申し上げます。